

第3章 計画が目指す将来像

1 白山市男女共同参画都市宣言

白山市では、男女共同参画社会づくりに対する機運を広く醸成し、本市の「男女共同参画行動計画白山21」の施策をより一層推進するため、平成24年12月に「男女共同参画都市宣言」を行いました。

白山市男女共同参画都市宣言（平成24年12月20日）

悠久なる大自然霊峰白山のもと、清らかな手取川そして日本海の豊かな自然の恵みを受け、暮らしを紡いできたわたしたち白山市民は、性別による固定的な役割や慣習にとらわれず、「ひとりひとりが輝けるまち」を実現し、次世代につないでいきます。

ここに、白山市は、「男女共同参画都市」を宣言します。

- わたしたちは、ひとりひとりの人権が尊重され、男女がともに個性と能力を発揮し、認め合うまちをつくります。
- わたしたちは、防災や災害復興、地域活動など社会のあらゆる活動や意思決定に男女が平等に参画し、責任も分かち合うまちをつくります。
- わたしたちは、仕事と生活の調和を図り、子育てや介護、家事など家庭生活において男女が対等なパートナーとしてともに支え合い、いきいきと暮らせるまちをつくります。
- わたしたちは、互いの性を尊重し合い、暴力をなくし、安心して生活できるまちをつくります。
- わたしたちは、男女が平等に権利と義務を有するという国際的な視野を持ち、世界に羽ばたく子どもたちが育つまちをつくります。

2 基本理念

男女共同参画社会を実現するためには、市・市民・事業者等の協働のもと、それぞれが自らの意思により、家庭や地域、学校、職場など、さまざまな分野において男女が対等なパートナーとして、個性と能力を発揮できる社会をめざすことが必要です。

本計画は、男女共同参画社会の実現のため、白山市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進する施策を実施するために策定します。

基本理念

- (1) **家庭生活における活動と他の活動の両立**
家族が相互に協力することにより、家庭生活と他の活動の両立が図られるようにすること
- (2) **社会における制度又は慣行についての配慮**
男女が自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること
- (3) **政策等の立案及び決定への共同参画**
男女があらゆる分野の対等な構成員として、意思決定の場に参画できること
- (4) **男女の人権の尊重**
性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人として尊重されること
- (5) **国際社会との連携及び協調**
国際的な理解と協力のもとに、男女共同参画社会の形成が推進されること

※白山市男女共同参画推進条例

3 総合計画における将来都市像

本計画の上位計画である第2次白山市総合計画では将来都市像を以下のように定めています。

将来都市像

「健康で笑顔あふれる元気都市 白山

～次世代への贈り物 白山の恵みと人集い、活力あふれるまち～

※第2次白山市総合計画

本計画においては、第2次白山市総合計画の将来都市像を達成すべく、男女共同参画社会実現を視点とした施策を推進していきます。

4 基本目標

基本目標 1

あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり

あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高めるほか、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要です。とりわけ、政策・方針決定過程への女性の参画は、女性の意見を社会に反映し、女性が自分らしく活躍できる場を広げていくことにつながるため、人材の育成支援や積極的な登用を促進することが必要です。

また、女性がその能力を十分に発揮できる社会を実現するには、男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないため、市民一人ひとりが仕事、子育てや介護、余暇などの家庭生活、地域活動やボランティア活動など、多様な選択の下、バランスのとれた生き方ができる社会の実現を可能とする、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要となります。

さらに、働く場だけでなく、地域や防災体制などにおいては、女性の意見を積極的に取り入れることにより、地域の活性化や災害時に生じる諸問題の解決につながるため、多様な場への男女共同参画が必要です。

多様な人材の能力の活用等の観点から重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大していくため、「あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり」を基本目標とします。

基本課題

1-1 方針決定・政策立案の場への女性参画推進

- ① 審議会等の女性参画推進
- ② 市役所における女性の役職への登用及び職域拡大

1-2 女性の社会進出支援

- ① 雇用機会均等の促進
- ② 職場における男女共同参画の促進
- ③ 女性の能力発揮・キャリア形成の支援

1-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ② 男性の家庭・地域活動等への参画支援
- ③ 子育て支援環境の充実
- ④ 介護・福祉環境の充実

1-4 多様な分野における男女共同参画の推進

- ① 地域における男女共同参画の推進
- ② 防災分野における男女共同参画の推進

※「基本目標1 あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり」については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「白山市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とみなします。

基本目標2

男女が健康で安全・安心な社会づくり

男女がともに安心して暮らしていく上で最も基本的なことは、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることです。そのため、性別や年代に応じたきめ細やかな支援により、健康づくりを推進します。

特に、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期など女性固有のライフステージに応じた適切な支援を実施し、心身の健康と充実した生活環境づくりを推進します。

また、高齢者、障害者、ひとり親家庭世帯や生活困窮者などで、困難を抱える方の生活基盤や健康に関する不安を軽減するため、自立への支援や生活への支援を充実させることが必要です。

さらに、女性と男性がともに個性と人格を尊重し合う社会づくりのためには、DVなどの行為が人権問題であることを一人ひとり十分に理解し、お互いの人権を尊重することの大切さを認識することが重要となります。そのため、一層の意識啓発や周知に努めるとともに、DV被害者への相談体制の充実が必要です。

すべての男女の人権が尊重され、生涯にわたって健康で安全・安心な生活を推進するため、「男女が健康で安全・安心な社会づくり」を基本目標とします。

基本課題

2-1 生涯を通じた男女の健康支援と生活支援

- ① 生涯を通じた男女の健康づくり支援
- ② 妊娠・出産・産後に関わる女性の健康支援
- ③ 様々な困難を抱える人への生活・自立支援

2-2 人権尊重意識の醸成と配偶者からの暴力の根絶

- ① DV防止に向けた意識啓発
- ② 相談体制の充実
- ③ 被害者支援の充実
- ④ DV防止対策に関わる関係機関との連携強化
- ⑤ 人権尊重の意識啓発

※「基本課題2-2 人権尊重意識の醸成と配偶者からの暴力の根絶」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「白山市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とみなします。

基本目標3

男女共同参画が進む環境づくり

性別にとらわれた考え方は、家庭、地域、学校、企業など社会の各分野にわたって幅広く浸透しており、長い期間をかけて形成されてきた固定的な役割分担意識は依然として根強く残っています。このような意識を変え、男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、学校、企業など社会の各分野において、子どもから高齢者までの全ての世代に対し男女共同参画の視点に立った学習を行うことが重要です。

また、性に関する教育や情報提供などを充実させることで、正しい性の知識を深めるだけでなく、性の多様性への理解促進や、性的指向、性同一障害を理由として困難な状況に置かれている方への配慮につながります。

男女共同参画に関する意識醸成とともに、旧来の社会制度や慣行を男女共同参画の視点に立って見直しを推進するため「男女共同参画が進む環境づくり」を基本目標とします。

基本課題

3-1 男女共同参画社会の理解促進

- ① 男女共同参画意識の啓発と教育
- ② 男女共同参画の研究と情報提供

3-2 性の尊重と理解促進

- ① 性と性の多様性の尊重と意識醸成
- ② 性と健康に関する知識の普及啓発

3-3 男女共同参画の視点による社会制度と慣行の見直し

- ① 男女共同参画を進める体制づくり
- ② 広報・各種メディアにおける男女共同参画
- ③ 地域活動・まちづくり活動への支援

5 施策体系

基本目標	基本課題	施策の方向
あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり 【女性の活躍推進】	1-1 方針決定・政策立案の場への女性参画推進	①審議会等の女性参画推進 ②市役所における女性の役職への登用及び職域拡大
	1-2 女性の社会進出支援	①雇用機会均等の促進 ②職場における男女共同参画の促進 ③女性の能力発揮・キャリア形成の支援
	1-3 ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ②男性の家庭・地域活動等への参画支援 ③子育て支援環境の充実 ④介護・福祉環境の充実
	1-4 多様な分野における男女共同参画の推進	①地域における男女共同参画の推進 ②防災分野における男女共同参画の推進
男女が健康で安全・安心な社会づくり 【健康と安全・安心】	2-1 生涯を通じた男女の健康支援と生活支援	①生涯を通じた男女の健康づくり支援 ②妊娠・出産・産後に関わる女性の健康支援 ③様々な困難を抱える人への生活・自立支援
	2-2 人権尊重意識の醸成と配偶者からの暴力の根絶	①DV防止に向けた意識啓発 ②相談体制の充実 ③被害者支援の充実 ④DV防止対策に関わる関係機関との連携強化 ⑤人権尊重の意識啓発
男女共同参画が進む環境づくり 【意識と理解促進】	3-1 男女共同参画社会の理解促進	①男女共同参画意識の啓発と教育 ②男女共同参画の研究と情報提供
	3-2 性の尊重と理解促進	①性と性の多様性の尊重と意識醸成 ②性と健康に関する知識の普及啓発
	3-3 男女共同参画の視点による社会制度と慣行の見直し	①男女共同参画を進める体制づくり ②広報・各種メディアにおける男女共同参画 ③地域活動・まちづくり活動への支援